治 山 工 事 特 記 仕 様 書 【共通】

この特記仕様書は、三重県が発注する治山工事の施工について、設計図書および 三重県公共工事共通仕様書 (以下「共通仕様書」という。)に明記してあるもののほか、すべてこの仕様書により施工しなければならない。

第1 土地の形質等の変更行為

治山工事にかかる受注者任意の土地の形質等の変更行為については、次の各号を遵守しなければならない。

- 1 受注者が任意に仮設道路·資材置場·重機搬入路等(以下「任意工事用道路等」という。)を施工する場合は、渓流および森林の荒廃につながるような施工を行わないこととし、必要最小限の面積とすること。
- 2 任意工事用道路等とは、設計図書において施工位置、規模、規格・構造が指定 されていないものをいう。
- 3 任意工事用道路等を施工する場合は、事前に当該行為および原形復旧内容について土地所有権者の承諾を得るとともに、受注者の責任において原形復旧をしなければならない。この場合、原形復旧とは、土砂の流出・崩壊が生じない程度に復旧することをいい、植生を消滅させた場合は、人工張芝等によりその回復を図ることをいう。

なお、原形復旧に要する費用は受注者の負担とする。

第2 治山工事の施工管理

- 1 治山ダム等の床堀段階で発生した土砂礫を仮置きする場合は、渓流水や湧水のない現場内に仮置きするとともに、周辺に土砂礫が流出しないよう配慮しなければならない。
- 2 治山ダム、土留工、擁壁工等の床掘が完了した後、基礎地盤が土砂の場合は、一点載荷試験法(土力計)等により地盤支持力を確認し、状況写真を撮影して監督員に報告しなければならない。
- 3 治山ダムの埋戻しは、水締めにより十分締固めること。現場条件等により水締めが困難である場合は監督員と協議すること。

なお、締固め作業状況及び埋戻し完了後の写真を撮影すること。

- 4 作業土工において、受注者が、設計図書に定める断面を越えて床掘、切取を 行った場合は、速やかに監督員に報告し指示を受けなければならない。
- 5 前項の場合において、設計構造物・のり面保護工(法枠工を含む)の追加若しくは、構造に変更が必要となった場合に要する費用は、受注者の負担とする。なお、この場合、受注者は図面を作成し監督員が指示するものについては、安定計算を行い提出しなければならない。
- 6 工事目的物の構造又は、数量が設計図書に比して相違すると想定される場合は、設計図書に準じて当該構造図及び数量計算書を事前に提出し監督員と協議しなければならない。

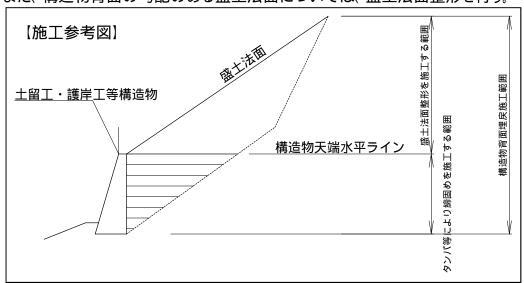
また、工事目的物が完成した場合は、共通仕様書1-1-1-20及び3-1-1-7に基づき設計図書に準じて完成図面及び数量計算書を提出するものとし、提出期日は監督員の指示によるものとする。

7 施工に際して、立木に損傷を与えないよう保護材を用いて立木を保護しなければならない。また、発注者が補償する立竹木以外の立竹木に損傷を与えた場合は、受注者の責により所有権者と協議し対処しなければならない。

第3 流路工・土留工の埋戻し

- 1 受注者は、使用目的に適合した埋戻し土を使用しなければならない。
- 2 受注者は、埋戻し作業開始前に仮設物その他を取り払い、清掃した後で施工しなければならない。
- 3 受注者は、構造物に影響を与える埋戻しについては、埋戻しの順序及び方法 が構造物に悪影響を与えないよう十分注意しなければならない。
- 4 受注者は、埋戻しの施工において、各層水平に締固めながら、逐次所定の高さまで埋戻すものとし、一層の仕上がり厚さは0.2m程度とし、タンパ等により締固めるものとする。

また、構造物背面の勾配のある盛土法面については、盛土法面整形を行う。



5 受注者は、埋戻しにおける締固めの品質管理基準は、「三重県公共工事共通 仕様書」の「建設工事施工管理基準(案)」の「品質管理基準及び規格値」の「23. 砂防土工」に準じて管理するものとする。

第4 治山工事に使用する木材

- 1 本工事に使用する木材及び木材製品は、三重県産材(間伐材)とする。
- 2 本工事に使用する木材及び木材製品について、工事打合せ簿に県産材証明書(様式1)を添付し、監督員に提出すること。

また、加圧注入による防腐・防蟻処理の性能区分について、設計図書に明示がある場合は、証明できる品質証明書等を監督員に提出すること。

3 これにより難い場合は、別途、監督員と協議する。

第5 工事看板等への間伐材の使用

- 1 共通仕様書に記載されている標識等の工事看板、工事説明板、掲示板及びバリケード等は、三重県認定リサイクル製品の使用に努めるものとする。 なお、当該リサイクル認定製品が、入手困難等の場合は監督員と協議のうえ、他の同等の製品に変更することができる。
- 2 前項の工事看板等の設置にあたっては、施工計画書にその設置計画を記載するものとする。

県産材証明書

(建設業者名) 様

令和 年 月 日

(間伐材引取者名)

下記の建設用資材は、三重県産材(間伐材)であることを証明します。

記

| 工事番号・工事名 | | | _ | |
|----------|--|-----|------|----|
| 工事箇所 | | | | |
| 樹種 | | 間伐材 | ・製品名 | 数量 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |